

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後1時30分から午後3時25分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第5号 地域計画の変更について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	3番 野口啓子委員、5番 増田一幸委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号377号ですが、譲渡人はこれまで耕作を行っていましたが
	今後の農地の管理ができないため譲受人へ売買を行うものです。申請地
	は譲受人の自宅から徒歩数分の場所に位置しています。申請事由は
	自家消費野菜作付けであり、問題ないと思われます。
	受付番号378号ですが、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人へ売買
	を行うものです。申請地は譲受人の自宅から徒歩数分の場所に位置
	しています。申請事由も農業経営拡張ため、問題ないと思われます。
	受付番号379号ですが、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、
	耕作が困難であるため、譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人
	が転居する予定の宅地に隣接しています。申請事由も自家消費野菜作付
	のため、問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと
	と思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して
	いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8 番	受付番号377号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、
	付近の農地等に被害を与えません。
	続きまして、受付番号378号について調査報告いたします。まず、

	議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	１．農地取得後は、耕作いたします。
	２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃　２）耕作目的以外の用途での使用
	３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
１１番	受付番号３７９号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	１．農地取得後は、耕作いたします。
	２．農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 １）耕作放棄による農地の荒廃　２）耕作目的以外の用途での使用
	３．農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言をお願いします。
３番	外国の方の農地取得について、最近厳しく規制する話を聞きました。
	在住した年数の違いや夫婦で外国の方など様々な場合があると思うのですが、例えば何かの都合で母国へ帰るとなったときに、土地は国に持ち帰り管理できるようなものではなく、また、仲介人が責任を負って管理するようなものではないと思うのですが、心配しなくてもいいのでしょうか。実家の近くにも海外の方が住んでおり、文化の違いを感じることもあり、そのことがいろんな意味で農地にも関係するのではないかということと、農地で買っても、知らない間に別目的で使用されても、そのことを誰が確認するのかということも心配で質問させていただきました。
事務局	今回の申請人は外国の方であり、国籍は　　　　　の方になります。
	農地法の３条の許可申請につきまして、今回外国の方が農地を取得するという申請ですが、審査方法といたしましては、日本の方が取得する際の審査と全く同じ審査方法になります。従いまして、外国人だから駄目ということは一切ありませんので、そこは公平な立場での判断をお願いいたします。外国籍には永住資格持っている方や在留期間が定められてる方いらっしゃると思うのですが、今回の申請者は中長期在留者という、いわゆる期限付きのものになります。期間の満了につきましては、３年後、２０２８年になっております。

	代理人を通して、聞き取りを行ったところ、在留期間３年後となっていますが、もう長い間日本に在留している方になっております。 なので、在留期間を満了ごとに更新をしており、実質的に長く日本に住んでいる方で日本語も堪能な方ということで、言語が通じないということもないと思われます。 もう１つのご質問でありました在留期間がある方が農地や土地の取得について全国的に問題になりつつあるという点についてのものですが、正直な事務局の見解といたしましては、在留期間がある方が農地や農地以外の土地を取得した場合についても考えられるのですが、仮に在留期間満了に合わせて国に帰ってしまい、土地が誰も管理ができなくなってしまった場合につきましては、国や埼玉県からの指導方針等はまだ来ていない状況になります。個人的な見解ですが、今後国などでも議論が進み、ガイドライン等が制定されるのではないかと考えております。今回の申請者は、羽生市内で中古自動車の販売を長く行っている方ということ、代理人を通して聞いておりますので、短い期間の内に国に帰ることはないだろうと考えております。 その点を踏まえ、公平な立場で審査いただけると幸いです。 もう一点補足になりますが、羽生市内で農地法３条の許可申請で外国の方が農地を取得をしたという例は、これで２例目になります。
議 長	(質疑終了)
(議案第２号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 (起立全員) 起立全員でありますので、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。 引き続き、議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号３８０号は、進入路を設けるものです。 今般、申請人が本申請地を相続したところ、既に利用していた進入路が農地であることが分かったため、申請を行うものです。 農地の区分については、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。 受付番号３８１号は、進入路を設けるものです。 今般、申請人の息子が住宅を建てるために、土地を調査したところ、既に利用していた進入路の一部が農地であることが分かったため、申請を行うものです。 農地の区分については、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。

	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号380号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による始末書が添付されていますので朗読いたします。 当該地は農地でありますが、平成25年ごろより私の親族が宅地への 進入路として利用しておりました。その後、令和3年に土地を相続 しましたが、農地法について十分理解していなかったため、転用許可 申請をしておりませんでした。本来であれば、無断転用であるため、 当該地を農地へ復旧後に許可申請しなければなりません、現状と同様 に進入路として利用する計画であるため、当方の勝手な都合でありま すが、申請地を現状のままで許可申請をお願いしたく申し上げます。 以後、このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
1番	受付番号381号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 申請地は、地目が畑ですが、舗装されており、道路の一部として使用 されています。これは、約50年前に先代が利便性のために行った ものです。当時は道路のみに舗装を施したつもりでしたが、令和7年 に測量した結果、その一部が道路用地を超え、農地に入っていること が判明しました。ただこの部分の舗装を剥がすと、普段の出入りが 困難になり、生活に支障をきたすため、引き続き現状のまま通路用地 として転用したく、本申請をいたします。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに賛成の委員は「挙手」願います。 （挙手全員） 挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに決定いたします。
（議案第3号）	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

	を議題といたします。ただし、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件がありますので、受付番号383号と384号の審議、採決に際しましては、「 」に退席を求めることになります。 それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号382号から384号は、同一の授受人の計画のため、一括で説明いたします。 受付番号382号から384号は、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量が確保でき、既存電柱の利用による負担金の節約、整地費用が安価である等の条件を満たしているため、本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 受付番号385号は、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在借家に居住していますが、結婚し手狭になってきたため住宅を建設する計画を建てました。夫の実家にある須影地区近辺で条件の合う場所を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 受付番号386号は、駐車場を設けるものです。申請地は道路と別の企業が使用している駐車場の間に挟まれた農地になります。申請事由は、譲受人が使用する駐車場とありますが、事務局といたしましては、申請内容に疑義がございます。詳細につきましては、後ほど補足説明いたしますが、許可相当の意見を付すべきか、皆様の慎重な審議・判断をいただければと思います。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 受付番号387号は、自己用住宅を設けるです。譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住していますが、将来を考え住宅の建築を計画しました。親戚が居住する市内の土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請をするものです。 農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ha以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われます。 受付番号388号は、太陽光発電施設を設けるものです。

	譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は接道が確保されていること、計画地付近に送電設備があること、土地購入価格が予算内であること等の各種条件を満たしているため、本申請を行うものです。 農地の区分については、秩父鉄道西羽生駅から1 km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。 受付番号389号は、太陽光発電施設を設けるものです。 譲受人は、主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は非農地を含めると9, 802㎡あり、パネルが2, 302枚設置でき、高圧発電施設を1基できます。損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断したため、本申請を行うものです。 農地の区分につきましては、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局によりますと、
	受付番号386号の案件につきましては、申請内容に疑義があるとのことでした。そこで386号の審議・採決につきましては、他の案件の採決が終了した後で、別枠で行うことといたします。 それではまず、全ての案件について、担当委員の調査結果報告をお願いします。
6 番	受付番号382号・383号・384号についてまとめて調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 設置の太陽光発電施設の敷地とするのは、太陽光を遮るようなものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用が安価であるという要件を満たすことが必要であり、申請地は要件を満たしております。土地所有者である譲渡人は、現在休耕中の利用計画のない土地の有効活用を図りたいと考えており、譲受人の要望もあることから、所有権移転をしたいと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
2 番	受付番号385号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、借家に家族と住んでおりますが、婚姻し手狭になってきたこともあり、専用住宅の建築を計画しました。申請地の選定理由は、夫の実家が近く、子供ができた際には、すぐに協力してもらうこと可能な

	こと、夫婦ともに通勤しやすい距離であることの2つです。 当初は市街化区域で検討しましたが、条件に合う土地がなく、市街化調整区域に広げたところ、申請地が見つかりました。残地に関しても農地法3条で取得し、家庭菜園を行う農地として管理していきます。 続きまして、受付番号386号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私が小さい頃から、親戚から畑を借りて、農業を行っておりましたが祖父や父も他界し、農業も辞めてしまいました。借りていた隣接の土地も、現在、自宅用駐車場として譲受人に使用してもらっていますので、このまま所有権移転登記をしたいとのことで譲受人と話し合いを行い今回の申請をするものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
3 番	受付番号387号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、借家に家族と住んでおりますが、将来を考え、専用住宅の建築を決めました。祖父の家の近くの市街化区域で検討しましたが、条件にあうものが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、申請地を見つけました。駅に近く、保育園・小学校も近くにあり、将来何かと便利なおところであると考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
5 番	受付番号388号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。 2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。 3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
9 番	受付番号389号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件と、申請内容に疑義のある案件があります。まずは議事参与の制限等に該当する、３８３号及び３８４号と、申請内容に疑義のある３８６号を除いた各案件について、ご質疑ご発言を願います。
５ 番	以前、許可が出て太陽光発電施設を設置したところで、草の管理が行き届かないところがあり、すれ違いに支障がある等の苦情を受けました。
	調査の中で業者の方に確認したところ、「何かあればすぐ対応します」ということですが、なかなかすぐに刈ってはもらえません。
	このような場合、行政ではどのような対応ができるのでしょうか。
事務局	これまでも、農地転用で太陽光発電施設の許可の出で太陽光パネルが建った後、数年たって草だらけになってしまったという案件は確かにいくつか事例としてはございます。そのときの対応方法といたしましては、杓子定規的なお話になってしまいましたが、許可後につきましては農地法の規制から離れてしまいますので環境課からの指導という形で対応を行っております。とはいえ、元々農地であったというところもございますので、ご一報いただければ、こちらから環境課を通して地権者に適正管理するようにという形で指導は行います。
議 長	（質疑終了）
	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請のうち、３８３号・３８４号・３８６号を除いた各案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請のうち、３８３号・３８４号・３８６号を除いた各案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続いて、受付番号３８３号及び３８４号の案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「」の退席をお願いいたします。
	（ 退席）
	それでは、受付番号３８３号及び３８４号の報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）

	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 3 8 3 号及び 3 8 4 号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請のうち、受付番号 3 8 3 号及び 3 8 4 号の案件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	の入室をお願いいたします。
	(入室)
	続いて、受付番号 3 8 6 号の案件について審議を行います。先ほどの事務局の説明によりますと、申請内容に疑義が生じているとのことでした。これについて、まずは詳しい説明を事務局に求めます。
事務局	受付番号 3 8 6 号について詳細を説明します。
	この案件は「駐車場」への転用として申請が上がっています。現地の状況ですが、今回の申請地の隣には、法人が使用している砂利の駐車場があり、その駐車場と前面にある道路の間に挟まれた一画にあり、ここを自身で使用する駐車場として使用することです。
	本日の午前中に現地を確認したところ、隣接の法人が使用している駐車場と既に一体化しており、境界線を示す杭やプレートなどの標識などは無い状況です。また、申請内容としては、譲受人が自身で使用する駐車場ということですが、譲受人は熊本県に在住しており、こちらに転居する予定は無いようです。そのため、熊本から見て遠方となる羽生市に譲受人が使用する駐車場という用途には疑問が残ります。
	これは農地法施行規則第 5 7 条第 1 号に規定する「遅滞なく、申請に係る農地又は採草放牧地を申請に係る用途に供する見込みがないこと」という部分に該当すると考えられます。この部分に該当すると、農地法第 5 条第 2 項では、「許可することができない」としています。
	従いまして事務局としては、許可するのは難しいのではないかと判断しました。このことを踏まえ、委員の皆様には、許可相当とするにふさわしいか、慎重な判断をお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終了しましたので、ご質疑・ご発言を願います。
1 0 番	自宅用の駐車場なのか、隣地に駐車場として貸したいのか、選定理由書を読み上げていただいたとき、どちらが目的なのかははっきりしない印象を受けました。譲受人はどのように考えているのでしょうか。
2 番	調査で私が確認したところ、実家が羽生市で、母が住んでおり、年に 5 回ぐらい帰ってくるそうです。
9 番	そもそも、地積が 1 3 ㎡では、車止めることはできないのではないのでしょうか。
事務局	一般的に測量士や住宅メーカーが言っている車 1 台の駐車スペースの面積が平均的な数字としては 1 5 ㎡とされています。イメージですけども、車の幅が 3 m、奥行きが 5 m で 1 5 ㎡というのが、現在の標準的な規格となります。ただし、これは長方形型という前提がございいます。今回の申請地は三角形型でなおかつ 1 3 ㎡というところでは

	ので、そのところも判断材料の1つとして捉えていただければと思います。
9 番	今、使ってる人に、駐車場という所有権を移転するという形での申請の方が自然ではないですか。現状では駐車場として使っているような状態で地目は農地のままなので、実際の使用者の申請の方がいいと思います。
10 番	そもそも、裏の工場に駐車場として貸したいという目的で農地転用申請しなかった理由は何かありますか。
事務局	想像の域は出ない推測の部分が大きいお話になってしまいますが、現状隣の法人の従業員用の駐車場として使っているところと一体化しているように思われます。今回の譲受人の熊本の方ではなくこの法人が譲り受けたいというのであれば、一体化で使いたいという理由は成立し、何ら疑義はなかったと思われます。通常の農地転用の申請では、行政書士の方が代理人として動くというのがよくあるものになるのですが、今回の案件は代理人一切立てず、譲渡人の方が自分で全部書類を作ってきたものになります。なので、想像にはなりますがこの譲渡人の方がこの法人に話をもっていかなかったか、断られてしまったのではないかと思います。
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
(議案第4号)	なお、採決につきましては、通常と異なりまして、次のどちらか一方に挙手をお願いする方法で決定しようと思います。1つは「許可相当」、もう1つは「不許可相当」です。このどちらかの一方に挙手をお願いし数の多かった方の意見を付して県知事へ送付することといたします。 それでは採決を行います。ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請のうち、受付番号386号の案件については、一つ目、「許可相当」の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手1名) では続いて、「不許可相当」の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手8名) 許可相当が1票。不許可相当が8票。よって、不許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 引き続き、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。 受付番号390号と391号は同一事業者による申請のため、一括で説明いたします。 受付番号390号は昭和62年6月30日に分家住宅として、受付番号391号は平成18年9月21日に自己用住宅として、それぞれ農地法第5条の許可が出ている農地になります。 今般、それぞれが取得した当初の計画（分家住宅・自己用住宅）が

	なくなり、承継者が倉庫事業として用途を変えた形で使用する計画となったため、本申請を行うものです。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号390号と391号について続けて調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書がそれぞれ添付されていますので朗読いたします。 まず、受付番号390号の理由書から朗読致します。 今般、 の申請に係る一団の土地の一部につきましては、平成18年に自己用住宅建築を目的として、農地法第5条、農地転用許可を取得していました。所有地の有効利用のするための接道の確保として、土地分譲されたものを購入しましたが、資金難に陥り、計画を中止し、そのままにしていました。今回、 と土地売買契約を結び、農地法第5条、農地転用許可申請に及びましたが従前の許可については失念していたため、今回計画変更の申請を行うものです。 続きまして、受付番号391号の理由書を朗読致します。 今般、 の申請に係る一団の土地の一部につきましては、私が相続を受けた土地ですが、昭和62年に分家受自己用住宅建築を目的として、農地法第5条の農地転用許可を取得していました。これは亡き父が実家からの財産分与により譲り受けたものですが、建築前に父が死亡してしまいそのままにしていました。今回、 と土地売買契約を結び、農地法第5条、農地転用許可申請に及びましたが、従前の許可については失念していたため、今回計画変更の申請を行うものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 （挙手全員） 挙手全員でありますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 ここで休憩をはさみ、その後、議案第5号の審議に入ります。 （休憩） （議案第5号） 続きまして、議案第5号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化

	促進法第19条第6項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第5号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために、策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。本日の農業委員会における審議後、その他関係機関からの問題等の指摘がなければ、地域計画案の公告縦覧を2週間行い、地域計画の変更となります。
	では、お手元の議案書について説明申し上げます。
	今回の変更地区は、新郷地区と村君地区でございます。変更理由としては、新郷地区については住宅及び介護施設の建築計画、村君地区については工場敷地拡張の計画をするにあたり、農地転用前に地域計画から除くための手続きでございます。地域計画からの除外面積は、新郷地区2,941㎡、村君地区908㎡です。変更内容についてお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第5号 地域計画の策定については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 地域計画の策定については同意することに決定いたします。
(議案第6号)	続きまして、議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。当該計画(案)については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から意見を求められております。ただし、左上に記載のあります、議案第6号Bの案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、 の退席を求めることになります。
	それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第6号 農地利用集積計画(案)について説明させていただきます。
	議案書別紙、左上に議案第6号と書かれている資料をご覧ください。

	資料の「農地利用集積等促進計画」は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地の所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出す計画です。この計画を作成する場合、農業委員会の意見を聴くことと法律に定められていることから、今回ご審議をお願いするものです。
	計画には、左から土地所有者の氏名、住所、貸し出す農地の所在、農地が該当する地域計画の区域名、現在の耕作者、今回農地を借り受ける耕作者、貸借期間や賃料など、設定する権利の情報が記載されています。今回は令和8年2月1日から貸借を開始するものになります。本議案では、合計307筆、面積は425,292㎡となっています。
	対象となる地域は、神鳥荻島土地改良区および藤井下組基盤整備地区の農地となります。賃料については、一部を除いて、各地区で決定された金額が設定されています。貸付期間は、神鳥荻島土地改良区が6年、藤井下組基盤整備地区が10年2ヶ月で設定されています。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当する案件があります。まずは議事参与の制限等に該当しない案件である、左上に記載のあります、議案第6号Aの案件を先に審議を行いますので、ご質疑・ご発言を願います。
議 長	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、議案第6号Aの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第6号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、議案第6号Aの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。続いて、議案第6号Bの案件について審議を行います。こちらは議事参与の制限等に該当する案件になりますので、「
	(
	退席)
	それでは、議案第6号Bの案件について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、議案第6号Bの案件については、原案のとおり承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第6号 農用地利用集積等促進計画
	(案)のうち、議案第6号Bの案件については、原案のとおり承認することに決定いたします。「
	」の入室をお願い
	します。

	(入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の自己用の転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷拡張1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	共同住宅敷1件、住宅敷6件でございました。
	報告事項3 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第4条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1件でございました。
	報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第5条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行ったものになります。1件でございました。
	報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。8件でございました。
	報告事項6 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました10月分でございます。5条が10件ございました。
	報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。
	まずは、懇親会のお知らせです。
	お手元の「懇親会の開催について」をご覧ください。来月の定例会終了後、年末の懇親会を行います。場所は市役所のすぐ近くにある
	で、時間は午後5時30分を予定しています。当日は、来賓として
	、 へお声掛けさせていただいております。
	なお、出欠席については、別紙の参加票を記入いただき、そのまま置いていただければと思います。なお、本日記入が難しいということであれば、参加票をお持ち帰りいただき、11月28日までに事務局まで連絡いただきますよう、お願いいたします。
	なお、開会と閉会の司会進行は当番制の幹事が行うこととなっています。昨年度の司会進行が
	、
	でしたので、そこから次の順番となるのが、
	、 の予定ですので、よろしくお願いいたします。
	続きまして、農地相談会についてです。
	今月の相談会の担当委員は、奥澤委員、根岸推進委員となります。
	日程は11月27日木曜日の午後1時30分となっております。
	そして、12月の農地相談会ですが、年末のため1週間ほど早く行います。12月の担当委員は、増田利夫委員、関根推進委員となり
	日程は12月18日木曜日の午後1時30分となっております。
	会場は市役所1階にある101会議室です。

	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月 12 月の定例農業委員会の日程でございますが、12 月 23 日
	火曜日午後 1 時 30 分を予定させていただきます。会議室は、302 会議室
	を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
	なお、定例会の終了後に懇親会となりますが、去年は終了後すぐに会場
	へ移動となりました。この時、かなりバタバタして忙しくなってしまい
	ましたので、今年は定例会終了後に一旦解散をしまして、改めて会場
	へ集合といたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和 7 年 11 月 25 日 会 長 署名委員 署名委員	